

## 地方の社会資本整備の促進を求める意見書

昨年3月、死者・行方不明者18,600人の犠牲者を出すなど、甚大な被害をもたらした東日本大震災や、近年、全国各地で頻発する豪雨災害に、国民が安心・安全に生活し経済活動を維持していくには、道路、河川、砂防など防災・減災に資する社会資本の整備の促進及び、国の出先機関と地方自治体とが連携して迅速に対応できるよう危機管理体制を充実することが必要であると改めて認識した。

雲南市は、島根県下でも災害が多く発生しており、市民の安心・安全を確保し、地域経済の活性化や定住化の取り組みを行うには、一層の社会資本の整備が必要である。

国の公共事業予算は、平成21年度から3年間で2.5兆円、35%の削減がなされており、更なる削減は過疎化、少子高齢化が進む地方の疲弊を進め、地方の荒廃を加速させることになる。

国におかれては、このような切実な地方の状況を十分に踏まえ、次の事項を実現されるよう強く要望する。

### 記

1. 地方の安心・安全な生活確保と定住人口、地域活力の増加に資する社会資本整備に必要な予算を確保すること。  
特に整備が遅れている高速道路のミッシングリンクの解消に向けては、特別枠で予算を確保し、集中的な事業実施を行うこと。
2. 地方の実情に合せた公共事業が計画的に実施できるよう、一括交付金の拡充ではなく、社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金の拡大を図り、雲南市のように社会資本整備が遅れている地域に重点的に配分を行うこと。
3. 大規模で広域的な災害に迅速に対応できるよう、国は更なる危機管理機能と体制の充実、拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日

島根県雲南市議会